

第 11 回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

議事概要

日時：令和 2 年 9 月 18 日（金） 9 時 00 分～11 時 00 分

場所：中央合同庁舎第 2 号館 9 階 第 3 特別会議室

- 「議事 1 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の構成について（報告）」について、梶川融部会長から、野崎邦夫委員が、7 月 1 日付けで独立行政法人評価制度委員会委員に任命され、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会に所属されたことが報告された。また、同委員から委員就任に伴う挨拶があった。

併せて梶川融部会長から、7 月 1 日付けで、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の部会長に指名されたこと、また、同日付けで独立行政法人評価制度委員会令第 1 条第 5 項に基づき、同部会長から野崎邦夫委員を部会長代理に指名したことが報告された。

- 「議事 2 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点について」について、事務局からの説明を踏まえ、各論点について以下の意見及び質疑応答があった。

✓「収益認識に関する会計基準」に係る論点

- ・ 基本的な指針に対してどのように取り組むかというのは、会計基準に関する議論の方向性が定まらなないと、基本的な指針を改訂すべきかどうかという議論にならないと思われる。「収益認識に関する会計基準」、「時価の算定に関する会計基準」及び「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を一通り検討した上で、最終的に基本的な指針を改訂すべきかどうかを議論したほうがよいのではないか。
- ・ 全体へどのくらいの影響があるのか、イメージしづらいため、今後アンケート調査等を実施し、実態を把握した上で、議論していく必要があるのではないか。
- ・ IPSAS との対応について、独立行政法人というのはこの国固有の制度であり、対応関係をあまり細かく整理すると、かえって混乱してしまうところもあるため、概念的な整理の一局面で IPSAS を参考にすればよいのではないか。

✓「時価の算定に関する会計基準」に係る論点

- ・ 保有する債券は、国債や地方債程度だと考えられるため、見直しによるインパクトは小さいと思うが、把握されているべき情報なので、開示する方向で良いと思われる。
- ・ 今回の整理の中で、独立行政法人特有のことではなく、企業会計の基準のままで良いというロジックで整理するのであれば、独立行政法人において、ほとんど例がない

からという理由では直接的な文脈ではないと思われるため、表現を検討した方がよいのではないかと。

✓「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に係る論点

- ・ 現段階では議論の方向性に異論は出なかったため、内容等はまた今後、共同ワーキング・チームで検討していく。

○「議事3 独立行政法人監査基準の改訂に関する論点について」について、事務局からの説明を踏まえ、各論点について以下の意見及び質疑応答があった。

- ・ 「リスク・アプローチ」の強化について、リスク評価を行う場合、独立行政法人側はそれに対応するための体制の整備が必要になってくるのではないかと。
- ・ 今後のスケジュールについて、パブコメへの対応を3月に予定されている共同ワーキング・チームの会議で報告した方がよいのではないかと。
- ・ 基本的な指針や、事業報告ガイドラインでは、独立行政法人が説明責任を果たすためには、財務情報だけではなく成果情報も重要であるということで、非財務情報が大きな部分を占めている。これに対する監査の在り方については、以前にも議論があったところであり、このスケジュールで議論をするのは難しいと思われる。今回どこまで議論していくのか、最初にある程度想定したほうが良いのではないかと。
- ・ 改訂のスケジュールにあたっては、独立行政法人の体制づくりも考慮していく必要がある。
- ・ 企業会計の理解としては、個々の意思決定や経営のやり方に対して、監査して欲しいと言っているわけではなく、全体の非財務情報を通読して、通読した内容と実際の会計処理において齟齬があれば、それは指摘して欲しいと言っているだけであって、事業活動そのものの評価を求めているわけではないと考えられる。その点、独立行政法人についても同じような方向性で検討を進めていくのではないかと考えられる。一方で、独立行政法人が持つ公益性といった要素もあるので、その意味では少し踏み込む必要はあるかもしれない。
- ・ 事業報告書について言えば、以前共同ワーキング・チームにおいて、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」をとりまとめていただいたが、そのガイドラインと令和元事業年度の事業報告書を比較して、より充実させていく必要があると考える。

- 以上の議論を踏まえた具体的な課題の検討は、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームで行うこととされた。
- 次回の共同ワーキング・チームは、11 月に開催予定である旨、事務局から説明がなされた。

以上